

議案第 58 号

城陽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

城陽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出
(2021 年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

城陽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和61年城陽市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

現 行								改 正 後							
別表第1（第2条関係）								別表第1（第2条関係）							
地区整備計画				区域				地区整備計画				区域			
区域の名称								区域の名称							
略								略							
東部丘陵地奈島地区地区整備計画区域								都市計画法第20条第1項の規定に基づき告示された宇治都市計画東部丘陵地奈島地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域							
別表第2（第3条—第7条関係）								別表第2（第3条—第7条関係）							
地 区 整 備 計 画 区 域 の 名 称	計 画 地 区 の 名 称	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ		
		建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最高限度	建築物の高さの制限	容積率	建築率							建築してはならない建築物	建築物の敷地面積の最低限度
略								略							
東部丘陵地長池地		二	500m ²	—	—	—	—	東部丘陵地長池地		(1) 法別表第2(イ)項第1号、第3号、第5号又は第6号に掲げる建築物。ただし、 <u>託児</u>	500m ²	—	—	—	—

区地区整備計画区域

区地区整備計画区域

所及び当該
地区内で就
業する者の
ための保育
施設を除く
。
(2) 住宅で事
務所、店舗
その他これ
らに類する
用途を兼ね
るもの
(3) 集会場（
宗教活動又
は葬儀の用
に供するこ
とを主たる
目的とする
ものに限る
。）
(4) 法別表第
2（は）項
第4号に掲
げる建築物
(5) 法別表第
2（に）項
第5号又は
第6号に掲
げる建築物
。ただし、
ペットショ
ップ、ペッ
ト美容院等
に附属する
畜舎を除く
。
(6) 法別表第
2（ほ）項
第2号に掲
げる建築物

、
巡
査
派
出
所
、
公
衆
電
話
所
そ
の
他
こ
れ
ら
に
類
す
る
建
築
基
準
法
施
行
令
第
1
3
0
条
の
4
に
定
め

区
地
区
整
備
計
画
区
域

区
地
区
整
備
計
画
区
域

- 、当該地区
内で就業す
る者のため
の寮及び託
児所を除く
。
- (2) 法別表第
2 (い) 項
第4号に掲
げるものの
うち図書館
その他これ
らに類する
もの
- (3) 住宅で事
務所、店舗
その他これ
らに類する
用途を兼ね
るもの
- (4) 集会場 (宗
教活動又は
葬儀の用
に供するこ
とを主たる
目的とする
ものに限る
。)
- (5) 法別表第
2 (は) 項
第4号に掲
げる建築物
- (6) 法別表第
2 (に) 項
第3号、第
5号又は第
6号に掲げ
る建築物
- (7) 法別表第
2 (ほ) 項
- 、巡
査
派
出
所
、
公
衆
電
話
所
そ
の
他
こ
れ
ら
に
類
す
る
建
築
基
準
法
施
行
令
第
1
3
0
条
の
4
に
定
め

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

略

	<p>第2号又は第3号に掲げる建築物</p> <p>(8) 店舗、飲食店、展示場その他これらに類するもの。ただし、当該地区内で就業する者等のために設置するものを除く。</p> <p>(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業又は同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供する建築物</p>	<p>る公益上必要な建築物の敷地として使用する場合は、この限りでない。</p>				
B地区	—	500m ²	—	—	—	—

略

東部丘	次に掲げる建築物以外の建築物	500	45	—	—	—
-----	----------------	-----	----	---	---	---

陵地
奈島地区
地区整備計画区域

- | | |
|--|---|
| (1) 日用品の
販売を主たる
目的とする
店舗、食堂
若しくは喫
茶店又は寮
で、当該地
区内で就業
する者等の
ために設置
し、かつ、
その用途に
供する部分
の床面積の
合計が500
m ² 以下のもの | m ²
。ただし、
巡査派出所
、公衆電話
所その他
これらに類
する建築基
準法施行令
第130条の
4第1号又は
第3号から
第5号までに
掲げる公益
上必要な
建築物 |
| (2) 給油所等 | その他 |
| (3) 事務所 | これらに類
する建築基
準法施行令
第130条の
4第1号又は
第3号から
第5号までに
掲げる公益
上必要な
建築物 |
| (4) 巡査派出所、
公衆電話所
その他これら
に類する建築
基準法施行令
第130条の4
第1号又は第
3号から第5
号までに掲げ
る公益上必要
な建築物 | これらに類
する建築基
準法施行令
第130条の
4第1号又は
第3号から第
5号までに掲
げる公益上必
要な建築物 |
| (5) 当該地区
内で就業する
者のための
保育施設等 | 第130条の
4第1号又は
第3号から第
5号までに掲
げる公益上必
要な建築物 |
| (6) 自動車庫 | 30条 |
| (7) 倉庫 | 30条 |

- | | |
|---|--|
| (8) 工場。ただし、法別表第2(る)項第1号に掲げる建築物を除く。 | の4第1号又は第3号から第5号までに掲げる公益上必要な建築物の敷地として使用する |
| (9) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物。ただし、法別表第2(る)項第2号に掲げる建築物を除く。 | |
| (10) 前各号に掲げる建築物に附属するもの | |

	場合は、この限りでない。
--	--------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

宇治都市計画地区計画（東部丘陵地長池地区）及び宇治都市計画地区計画（東部丘陵地青谷地区）を都市計画変更したこと、また宇治都市計画地区計画（東部丘陵地奈島地区）を都市計画決定したことに伴い、城陽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和61年城陽市条例第8号）について所要の改正を行いたいので、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定に基づいて本案を提案するものである。

参照条文

建築基準法（抜粋）

（市町村の条例に基づく制限）

第68条の2 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画（以下「地区整備計画等」という。）が定められている区域に限る。）内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。

2～5

略

参考資料

城陽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正条例要綱

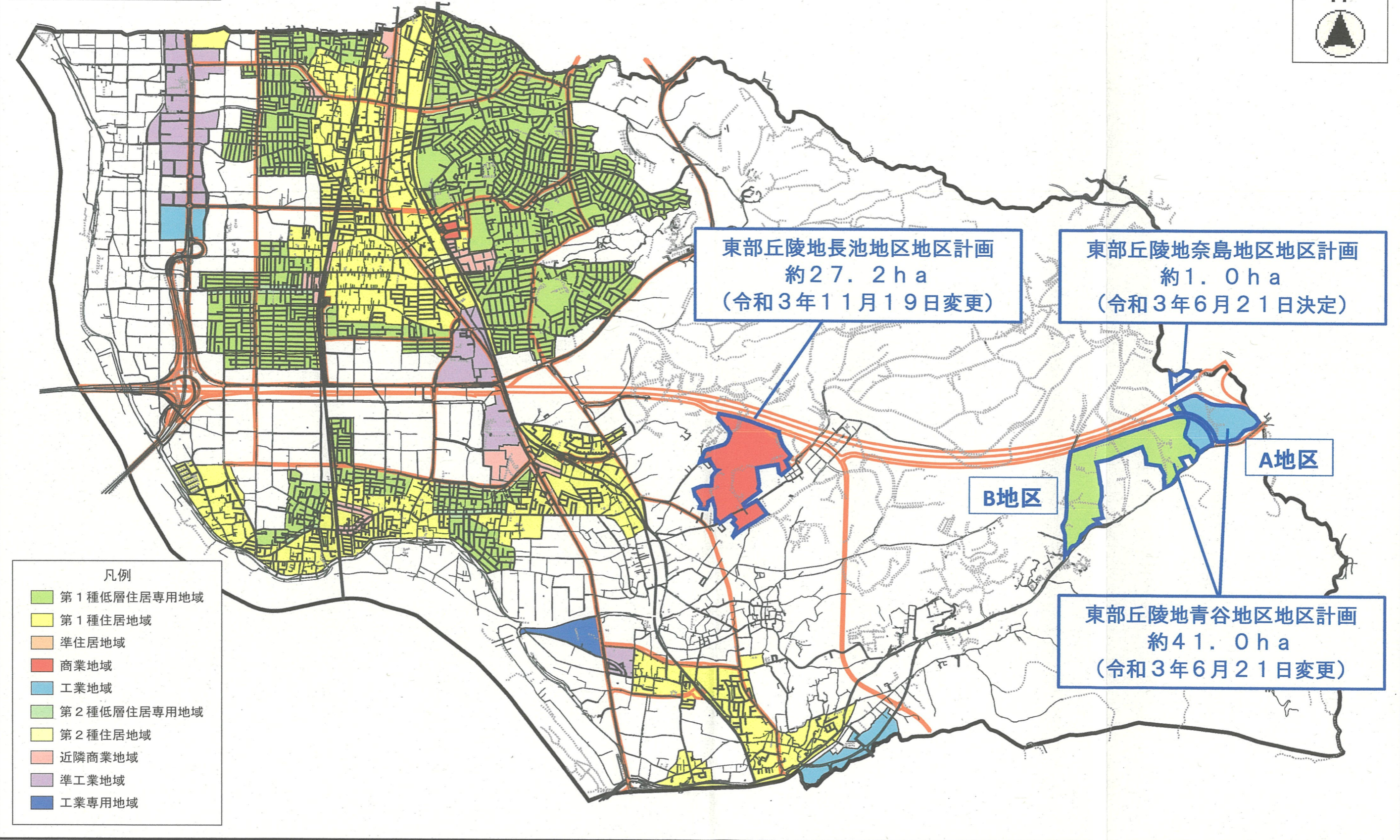
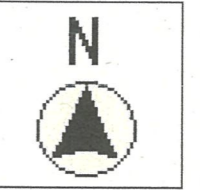
1 改正の概要

「城陽市東部丘陵地整備計画【見直し版】」に基づくまちづくりを行うため、「東部丘陵地長池地区」と「東部丘陵地青谷地区」の用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域、地区計画の都市計画を変更するとともに、「東部丘陵地奈島地区」の地区計画の都市計画を決定したが、「東部丘陵地長池地区地区計画」、「東部丘陵地青谷地区地区計画」と「東部丘陵地奈島地区地区計画」の地区整備計画に規定する「建築物の用途の制限」、「建築物の敷地面積の制限」、「建築物の高さの最高限度」について、建築基準関係規定（建築基準法並びに建築基準法に基づく命令及び条例の規定）として定め、適正かつ合理的な土地利用を促す必要があることから、条例に位置付けるもの。

2 施行期日

公布の日

参考資料



東部丘陵地長池地区地区計画
約27.2ha
(令和3年11月19日変更)

東部丘陵地奈島地区地区計画
約1.0ha
(令和3年6月21日決定)

東部丘陵地青谷地区地区計画
約41.0ha
(令和3年6月21日変更)

- 凡例
- 第1種低層住居専用地域
 - 第1種住居地域
 - 準住居地域
 - 商業地域
 - 工業地域
 - 第2種低層住居専用地域
 - 第2種住居地域
 - 近隣商業地域
 - 準工業地域
 - 工業専用地域